

議案第 3 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 5 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 （3） 特定個人情報ファイル <u>法第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。 （4） から（6）まで （略）	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 （3） 特定個人情報ファイル <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。 （4） から（6）まで （略）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。